

# 防災対策の充実について

資料2  
令和7年10月21日  
防災くらし安心部

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、「個別避難計画」の作成を努力義務化

➤優先度の高い方(例:独居高齢者・重度障がい者等)は概ね5年程度で作成

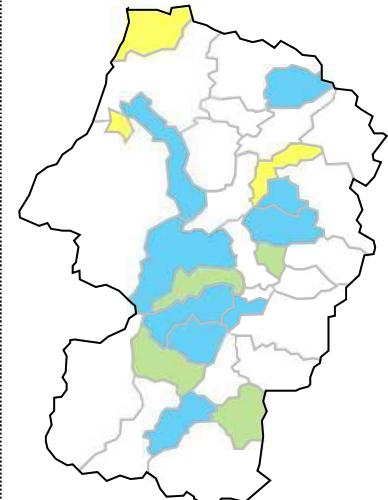
## ■ 災害時要配慮者対策の推進

- ・防災と福祉部門の連携による計画作成の促進
- ・福祉関係者等との協力体制構築による避難支援者等の確保

### <県の取組み>

- ・優良事例の横展開や情報交換を目的とした避難体制構築推進会議の定期開催
- ・避難計画作成と実効性確保に向けたモデル的な取組みへの財政支援（内閣府事業）

個別避難計画の作成状況  
(R7.4.1現在)



※作成率 = 計画作成人数 / 避難行動要支援者数

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、地域住民が主体的に防災・減災活動を行うため、「自主防災組織」の結成を促進

➤第4次山形県総合発展計画 KPI (R11) 組織率95%

## ■ 自主防災組織の充実

自主防災組織の組織率の向上及び活動の活性化

### <県の取組み>

- ・県自主防災アドバイザー派遣による自主防災組織の結成促進及び活動についての助言
- ・自主防災組織リーダー研修会の開催及び活動の中核となる防災士の養成

自主防災組織の結成状況  
(R7.4.1現在)



※組織率 = 組織されている地域の世帯数 / 全世帯数